

沿岸広域振興局長告示第31号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和5年10月27日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 (1) 名称 大船渡市末崎地区特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の県道碁石海岸線と市道高清水鶴巻線との交点を起点とし、起点から県道碁石海岸線を南東に進み市道山根線との交点に至り、同点から同市道を東に進み県道碁石海岸線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み市道穴通磯線との交点に至り、同点から同市道を北に進み大船渡湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南東に進み碁石岬に至り、碁石岬から碁石岬と蛇ヶ崎を結ぶ線を南西に進み蛇ヶ崎に至り、蛇ヶ崎から門之浜湾内の海岸線を北西に進み市道高清水鶴巻線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 大船渡市下山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市市内の林道大六線とダイコクマシロ沢との交点を起点とし、起点から林道大六線を南東に進みイリクロタ沢との交点に至り、同点から同沢を下流に進み越喜来湾の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北西に進みダイコクマシロ沢との交点に至り、同点から同沢を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 宮古市撰待川河口特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 宮古市田老地内の国道45号と市道水沢線との交点を起点とし、起点から国道45号を北東に進みさらに西に進みさらに北に進み宮古市と下閉伊郡岩泉町との境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに北東に進み茂師漁港に至り、同漁港から海岸線を南に進み水沢漁港に至り、同漁港から作業道大関線に通じる作業道を西に進み作業道大関線との交点に至り、同点から同作業道を南西に進み市道水沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器